

J E - 1

総 ト ン 数 計 算 書

(測度長24メートル未満の船舶)

新 改 ()	船 舶 番 号		種 類	船 名
用	途	甲板の層数	船 質	推進機関の種類及び数
所 有 者			所 轄 管 海 官 庁	

主 要 寸 法

長 さ	メートル
幅	メートル
深 さ	メートル

総 ト ン 数

上甲板下の容積	立方メートル
上甲板上の容積	立方メートル
合計容積	立方メートル
総トン数	ト ン

年月日

測度執行官庁

測度担当者

備	起工年月日		進水年月日	
	製造番号等			
考				

総 ト ン 数

閉囲場所の合計容積 立方メートル

除外場所の合計容積 (-) 立方メートル

合計容積 (V) 立方メートル

係数 $K_1 (0.2+0.02 \log_{10}V) \times)$

法第 4 条第 2 項の規定の例により算定した数値 (t)

$$\text{総トン数} = t \times \left(0.6 + \frac{t}{10,000} \right) \times \left(1 + \frac{30-t}{180} \right) \times \left(\frac{B}{A} - 0.25 \right)$$

$$\underline{\hspace{2cm}} = \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}}$$

$0.6 + \frac{t}{10,000} = 1$ を越える場合は 1 とする。

$1 + \frac{30-t}{180} = 1$ 未満となる場合は 1 とする。

$\frac{B}{A} - 0.25$ = 規則第36条の規定に適合する船舶についてのみ記入し、
他の船舶の場合は斜線とする。

上 甲 板 下 の 容 積

上甲板下船体の容積

$$Vu = 0.65 \times L \times B \times \left\{ D_m + \frac{2}{3} \times C + \frac{1}{3} (D_s - D_m) \right\}$$

$$\underline{\hspace{2cm}} = 0.65 \times \underline{\hspace{2cm}} \times \underline{\hspace{2cm}} \times \left\{ \underline{\hspace{2cm}} + \frac{2}{3} \times \underline{\hspace{2cm}} + \frac{1}{3} (\underline{\hspace{2cm}} - \underline{\hspace{2cm}}) \right\}$$

備

考

規則第19条第2項に規定されている場所、上甲板下の船体上部、張出し部等の容積				
位置及び名称	最大の長さ	平均の幅	平均の深さ	容積
<u>合計容積 (Vu')</u> <u>上甲板下の容積 (Vu + Vu')</u>				

上甲板上の閉囲場所及び除外場所の容積						
位置及び名称	最大の長さ	平均の幅	平均の高さ	閉囲場所の容積	除外場所の容積	差引容積
上甲板上の容積						

閉囲場所の合計容積	立方メートル
除外場所の合計容積	立方メートル

備考	
----	--